

平成 16 年 9 月 28 日

特許庁総務部
技術調査課長
新井 正男 殿

(社) 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権総合委員会
特許専門委員会

「裁定制度の運用要領」の改正について
- 標準技術に関する特許に対する裁定実施権制度適用の提案 -

1 . 提案の背景

「標準必須技術に関する特許」が、特許制度の本来の目的である「技術の進歩や産業の発展」を阻害する場合がある。そのような障害を緩和する方策として「裁定実施権制度」の適用範囲を拡大して対応することができないか検討を行った。なお、当特許専門委員会では、リサーチツールなど学術および研究活動に障害となる特許への「裁定実施権制度」の適用については検討を行わないが、必要であれば学術・研究活動に係る団体等との調整を行うことも考慮する。

2 . 現行の「裁定実施権」制度

特許法 93 条では、裁定の要件として、「公共の利益」のために特に必要な特許発明の実施が掲げられており、「裁定制度の運用要領」にはこの「公共の利益」のために特に必要な場合として、「(i)国民の生命、財産の保全、公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野で特に必要である場合。(ii)当該特許発明の通常実施権の許諾をしないことにより当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる場合。」が挙げられている。

3 . 標準技術に関する特許に対する裁定実施権制度適用の提案

「裁定制度の運用要領」の 2 . (1) (ii)を以下のとおりとする。

(ii) 広く利用されている標準技術に関する特許発明等につき、当該特許発明の通常実施権の許諾をしないことにより当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる場合。

(下線部が改正要望箇所)

「広く利用されている標準技術」とは、世界統一が指向される移動体通信規格（携帯電話）や次世代ディジタルTV放送規格等を想定している。従って、ある業界で単に標準技術となっているというだけでは、裁定の対象とするには不十分である。また仮に、広く利用されている標準技術に関する発明に関して裁定の申請がなされたとしても、当該産業全般の健全な発展を阻害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められる場合にのみ、裁定は認められるべきである。

即ち、下記に掲げるような場合には、裁定の対象として検討すべきである。

特許権者が自ら又はそのライセンシーが、その特許発明を実施することなく、広く利用されている標準技術に実施をしている第三者への当該特許発明の許諾を拒否している場合

特許権者が、広く利用されている標準技術に関する特許発明の第三者への許諾に対して法外な実施料の支払を求めている場合（前記「法外な実施料」とは、例えば、当該特許発明をなすために特許権者が投じた開発投資額を相当に超える額であって当該標準技術に係わる業界の平均利益率を超えるような料率で算出される額の実施料などが挙げられる）

上記 および の場合に行われる裁定においては、実施料の額についても決定を求めることができるようにすべきである。但し、その額は、当該標準技術に係わる業界の平均利益率を超えないようにすべきである。

特許法は産業政策法の性格を持つものであり、産業の発展に資するために特許権者に特許発明の独占的实施権を認めているところであるが、技術の進歩／変化に伴いこの独占的实施権が却って我が国産業の発展を阻害するような状況も発生してきている。そして、このような産業の発展を阻害するような特許権の行使は、それが公共の利益に反する場合には、一定の条件の下に裁定実施権制度により制限されても止むを得ないのではないかと考えられる。

以上のような状況を踏まえ、以下の理由により標準技術関連特許も上に掲げた条件の下で裁定実施権制度の対象とすることを提案したい。

(提案の理由)

上記 の場合には、当該特許発明の実施が妨げられることにより、製品を通じて国民に広く利用されている標準技術に係る業界の健全な発展が阻害され、国民生活に実質的弊害をもたらすので、上記の「裁定制度の運用要領」の要件を満たすと考えられる。

また、上記 の場合にも、法外な実施料を求められることにより、業界全般に亘り製品価格の高騰あるいは製品製造中止などを招き、国民生活に実質的な弊害をもたらすと考えられる。ただし、裁定制度が特許権者による投資額回収の機会を奪うものであってはならないことは当然であり、この点、十分な配慮が必要であることは言うまでもない。

なお、上記のような提案の趣旨が生かされるのであれば、「裁定制度の運用要領」の改正文面は特許関連問題戦略WGに一任したい。

4. その他

標準技術に係る特許について上記提案のような裁定制度を導入すること、特に上記 については裁定制度の趣旨に合わないのではないかとの見解も存在することを最後に申し添える。

以上